

消費者被害注意情報

島根県環境生活部環境生活総務課消費生活室(消費者センター)

消費生活室URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/shohiseikatsu/>

消費者センターURL <http://www.pref.shimane.jp/section/shouhi/>

200701号

平成19年6月11日

相談件数および苦情の多い相談

4月相談件数 **758** 件 (年間累計 758件)

順位	項目	件数	主な内容
1	オンライン等関連サービス	114	身に覚えのない有料サイト利用等の請求等
2	フリーローン・サラ金	112	多額の借金の整理方法、融資詐欺、ヤミ金融等
3	商品一般	87	身に覚えのない代金の請求等、他に分類されないもの
4	不動産賃貸	17	借家、アパートを退出した際の原状回復義務等
5	電話サービス	17	電話回線や電話に関するサービスに関するもの等



だまされないゾウくん

平成18年度の相談概要について

平成18年度の島根県消費者センターに寄せられた相談件数は、8,520件でした。平成17年度と比較すると、28%程度減少しておりますが、依然、毎月700件程度の相談があります。

平成18年度の相談内容の概要について紹介します。内訳は、別紙のとおりです。

(年代別)

- ・60歳代が49%減、40歳代が37%減と大きく減少しました。
- ・そのほかの年代は20%から28%の減少でした。

(内容別)

- ・商品一般(身に覚えのない代金の請求等)が63%減と大幅に減少しましたが、フリーローン・サラ金は6%増えました。
- ・フリーローン・サラ金、商品一般、オンライン等関連サービスの上位3項目で、全体の5割を占めており、この3項目が対前年度比で3,067件、率にして42%の減少となりました。

(年代別苦情相談)

- ・30歳代以下はオンライン等関連サービスが最も多く、40歳代はフリーローン・サラ金、50歳代以上は商品一般がいずれも最上位を占めています。

(まとめ)

消費者センターに寄せられる相談は、架空・不当請求が大量に増加した平成15年度以降、急激に増加してきました。このため、県では、テレビ、新聞などの広報で注意喚起したり、地域での講座、チラシの配布、ホームページでの公表など情報提供や啓発に取り組んできました。

また、島根県消費者金融等被害防止対策会議を設置し、市町村への相談マニュアルの配布、特別相談会の開催、消費者被害の未然防止対策を講じてきました。

この結果、一定の周知が図られ、平成17年度、18年度は、架空・不当請求に関する相談を中心に相談件数が減少してきたと分析しております。

しかし、多重債務等のフリーローン・サラ金の相談が増えています。借り入れをする場合は、返済期間、利息、手数料等の契約条件をよく確認し、返済できるか十分に検討することが重要です。借金がどれだけあるのか把握し、借金返済のための借金は危険です。